# 平成30年度 第3回庁議要旨

日時:平成30年5月8日(火)

午前9時~午前9時20分

会場: 庁議室

## [審議事項]

1 石巻市桃生植立山公園へのパークゴルフ場の設置について(教育委員会)

誰もが気軽に楽しむことのできるスポーツとして、近年、パークゴルフの競技人口が増えていることや、地元利用団体からの要望があったことから、植立山公園内のゲートボール場及びマレットゴルフ場をパークゴルフ場に改修する工事を平成29年9月に着手し、平成30年8月に完成する予定となっている。

4 コース 3 6 ホールの新たなパークゴルフ場を整備することにより、生涯スポーツの振興と健康 増進及びふれあい交流の場を確保するもの。

# (1) 主な内容

① 新設するスポーツ施設の概要

| 名 称  | パークゴルフ場                |
|------|------------------------|
| 敷地面積 | 18, 800 m <sup>2</sup> |
| その他  | 4 コース 36 ホール           |

## ② 利用時間及び休業日

| 利用時間 | 午前8時30分から午後5時まで                     |
|------|-------------------------------------|
| 休業日  | 毎月第1火曜日及び第3火曜日(当該火曜日が国民の祝日の場合はその翌日) |

※桃生植立山公園としての休業日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとしている。

### ③ 使用料等について

| 区分  | 使用料          |
|-----|--------------|
|     |              |
| 個 人 | 300 円        |
| 団 体 | 270円 (1人につき) |

※回数券(11 枚綴) 3,000 円

※10人以上を団体扱いとする。

| 用具貸出料           |           |
|-----------------|-----------|
| クラブ             | 1本 200円   |
| ボール             | 1個 80円    |
| マーカー            | 1個 50円    |
| クラブ、ボール、マーカーセット | 1セット 300円 |

# ④ 管理方法

指定管理者に行わせることができるものとする。

⑤ スポーツ施設の設置及び廃止

パークゴルフ場を新設し、ゲートボール場とマレットゴルフ場を廃止する。

# (2) 今後の予定

平成30年6月 市議会第2回定例会へ石巻市桃生植立山公園条例の一部改正について提案 (平成30年9月1日施行予定)

石巻市桃生植立山公園条例施行規則の一部改正 (平成30年9月1日施行予定)

- 8月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場整備工事完了予定
- 9月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場供用開始

# 2 石巻市と美里町の市町界変更及び財産処分協議(蛇沼向地区、青木川地区)の実施について (河南総合支所)

美里町を中心に東松島市及び石巻市を一円とした地域について、ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県北部地方振興事務所が事業主体となり、平成13年度から蛇沼向地区、平成16年度から青木川地区において、土地改良事業(農地整備事業)が実施されている。当該2地区が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され、従来の市町界は、ほ場、道水路を横断する状況となっている。

土地改良事業により、従来の区画が変更されたことから、両市町の境界の見直しを行うもの。

### (1) 主な内容

土地改良事業区域内を整備後の土地の区画に合わせて、市町界を変更するもの。

- ・美里町に編入する区域(石巻市北村字朝日前、大沢堤下、熊崎、新天神下、鳥の巣二、矢返の 一部、六反替地の全部) 169,861.08 ㎡
- ・石巻市に編入する区域(美里町木間塚字馬場崎、二郷字新堀、鳥ノ巣、矢返の一部) 169,861.08 ㎡

# (2) 主な内容

平成30年 6月 市議会第2回定例会へ市町界の変更及び財産処分協議について提案 (美里町も6月議会に提案予定)

7月 宮城県知事へ境界変更申請

9月 宮城県議会へ提案

11月 宮城県知事から総務大臣へ届出

平成31年 1月 総務大臣告示

## 「その他」

・復興交付金事業計画第21回提出事業について(復興政策部)